

## 別紙 4-2 無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数測定の試験方法

### 1. 適用範囲

軽油を燃料とする自動車は無負荷急加速させた時に発生し排気管から大気中に排出される排出ガスの光吸収係数の試験方法は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成 14 年国土交通省告示第 619 号)別添の「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」によるほか、本規定によるものとする。

### 2. 試験用機器

オパシメータは、以下の基準に適合するものまたはこれに準ずるものとする。

- (1) オパシメータの指示部は、次に定める換算式により換算した排出ガスの光吸収係数を  $m^{-1}$  で表すものでなければならない。

$$\text{光吸収係数 (m}^{-1}\text{)} = -1 \ln (1 - N/100) / L$$

この場合において、

N : 不透過率の実測値 (パーセント)

L : 光が排出ガス中を通過する距離 (メートル)

- (2) オパシメータの指示部の指示計が目盛式の場合においては、当該指示計は次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 目盛の間隔が  $0.02m^{-1}$  以下であること。
- ② 指示範囲の最小値が  $0m^{-1}$  であり、かつ、その最大値が  $9.99m^{-1}$  以上であること。
- ③ 指示計の値が容易に読み取れるものであること。

- (3) オパシメータの指示部の指示計が目盛式以外の場合においては、当該指示計の技術基準は、上記(2)に掲げる基準を準用するものとする。この場合において、上記(2)①中「目盛」とあるのは「表示される値」と、「 $0.02m^{-1}$ 」とあるのは「 $0.002m^{-1}$ 」と読み替えるものとする。

- (4) オパシメータの指示の誤差は、 $0.025m^{-1}$  以下でなければならない。

### 3. 測定回数

測定は 3 回行いその平均値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とする。

### 4. 測定値および計算値の末尾処理

- (1) データ処理に用いる測定値及びデータ処理の過程における計算値は、四捨五入等の末尾処理を行わないものとする。
- (2) 試験の記録及び成績の記入にあたっての末尾処理は別表により行うものとする。

### 5. 試験成績は付表の様式に記載する。

別表

光吸収係数の測定値及び計算値の末尾処理

項 目	末尾処理
測定最高エンジン 回転数	小数点以下第一位を四捨五入し、整数値まで記載 ( $\text{min}^{-1}\{\text{rpm}\}$ )
測定値	小数点以下第三位を四捨五入し、小数点以下第二位まで記載 ( $\text{m}^{-1}$ )
平均値	小数点以下第三位を四捨五入し、小数点以下第二位まで記載 ( $\text{m}^{-1}$ )

付表

ディーゼル特定特殊自動車無負荷急加速排出ガス光吸収係数試験成績表

試験期日 \_\_\_\_\_ 試験場所 \_\_\_\_\_ 試験担当者 \_\_\_\_\_

◎試験特定特殊自動車

車名・型式： \_\_\_\_\_ 製造番号： \_\_\_\_\_

特定原動機型式： \_\_\_\_\_ 特定原動機仕様識別記号： \_\_\_\_\_

特定原動機型式指定番号： \_\_\_\_\_ 原動機型式： \_\_\_\_\_

◎測定機器

オパシメータの型式： \_\_\_\_\_

◎光吸収係数

測定回数	1回目	2回目	3回目
測定最高エンジン回転数 ( $\text{min}^{-1}\{\text{rpm}\}$ )			
測定値			
平均値*1			
備考			

\*1 測定は4秒以上10秒以下の間隔をおいて3回行い、平均した値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とする。